

指定管理者総合評価シート

1 施設の概要

施設名	旭川市児童館(南地区)	所在地	別紙のとおり
設置目的	児童の生活文化の振興とその福祉の増進に寄与するため。		
規模	・東光児童センター ・神居児童センター ・神楽児童センター ※各施設の規模は別紙のとおり	設置年月日	別紙のとおり

2 指定管理者が行う業務等

指定管理者名	ワーカーズコープ指定管理者グループ	指定期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで			
指定管理業務の内容	(1)児童館の使用の承認等に関すること。 (2)使用料の徴収及び還付に関すること。 (3)児童館の施設及び設備の維持管理に関すること。 (4)その他市長が定める業務	指定管理料(千円)	R2	28,400	千円	
			R3	28,400	千円	
			R4	28,460	千円	
			R5	28,400	千円	
			R6	28,400	千円	

3 総合評価

施設所管部の評価（1次評価）	管理運営方法の見直し		
	指定期間中の導入効果及び課題	【導入効果】 ・サービスの維持・向上 定例事業や季節ごとの様々なイベントの実施等，利用者が楽しめる事業の企画・運営により，利用者数の増につながった。また事業等を通じて子どもたちが継続的に利用することで，「子どもたちの居場所」としての社会的役割の発展に寄与した。 【課題】 ・今後も利用者増につながるサービスの更なる向上に向けた取組が求められる。また，人件費等の経費高騰に伴い，より効率的な運営方法を検討する必要がある。	
	今後の管理形態	■ 指定管理者制度 □ 直営	
		理由	利用者ニーズに則した取組に対する勤務体制が取りやすい等，直営では困難な課題もフレキシブルに対応でき，市民サービスの向上に寄与するものと考えられることから，引き続き指定管理者制度での運用が望ましいと判断する。
	指定管理者制度を継続する場合		
	選定方法	■ 公募 □ 非公募	
	非公募の場合，その理由		
	今後の改善点		
	・利用者の増加につながる事業展開を求める。 ・施設案内の充実や周知活動の徹底により，利用者の拡大を図る。		
	制度所管部等の評価（2次評価）	仕様書に基づき適正に管理運営がなされているとともに，施設の設置目的に沿って，季節ごとのイベントや，地域団体や学生ボランティアなどとの交流事業を実施するなど，利用者増及びサービス向上に向けた取組に加え地域の活性化にも寄与しているなど，民間の知見が活かした柔軟な運営がなされており，指定管理者制度導入のメリットが認められる。 今後も利用者数の増加に結びつくよう施設PR等の取組・工夫を行い，児童のレクリエーション施設としての管理運営を目指すことが望まれる。	

指定管理者総合評価シート

1 施設の概要

施設名	東光児童センター	所在地	旭川市東光5条2丁目
規模	敷地面積:1,293.53㎡ 延床面積:383.60㎡ 構造:鉄筋コンクリート造2階建一部鉄骨平家建 室名:遊戯室, 集会室兼図書室, 静養室, 器具室, 事務室	設置年月日	昭和58年4月1日
施設名	神居児童センター	所在地	旭川神居5条12丁目
規模	延床面積:636.97㎡ 構造:鉄筋コンクリート造2階建一部鉄骨造 室名:遊戯室, 図書室, 研修室, 児童クラブ室, 母親クラブ室, 指導員室	設置年月日	平成9年5月1日
施設名	神楽児童センター	所在地	旭川市神楽3条6丁目神楽市民交流センター内
規模	敷地面積:13,004.30㎡(神楽市民交流センター全体) 延床面積:569.67㎡ 構造:鉄筋コンクリート造3階建一部木2階建 室名:遊戯室, 静養室, 集会室, 図書室, 指導員室, 母親クラブ室	設置年月日	平成19年10月9日